

答申第204号
令和元年8月5日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成31年1月15日付神行総総第2100号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「樹木の伐採事情がわかる文書一式」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が「事故等速報（第1報）」及び添付資料（位置図、写真）のみを対象文書として行った部分公開決定は妥当でなく、「平成30年度東部管内公園等管理単価契約業務指示書」及び添付資料（位置図、写真）も対象文書として特定の上、改めて公開・非公開の判断を行うべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「香雪の杜公園（東灘区御影郡家）の北側の市道の歩道上の樹木を伐採した事情がわかる文書一式（決裁文書を含む。関係部署との協議文書を含む。）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して「事故等速報（第1報）」を特定のうえ、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し請求人は、本件決定には文書特定に不備があるとして、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成30年9月3日受付の審査請求書、10月24日及び11月14日受付の申立書、12月27日受付の申立書兼反論書、令和元年5月31日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第1条では、条例における解釈及び運用の基本原則を定めている。この定めによれば、情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより、適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。
- (2) 処分庁は本件決定において、事故等速報（第1報）（平成30年5月2日12時30分報告、1枚）と添付資料（位置図、写真（略図入）、計3枚）を公開した。しかしながら、事故等速報（第1報）に「街路樹は幹が大きく裂け撤去すべきである」旨が記載されているものの、樹木（以下「本件樹木」という。）を伐採する最終決定をした手続きはわからず、本件樹木の伐採を執行した日時等もわからないものであった。本件樹木の伐採の決定に係る文書や、伐採時点の写真等が添付された文書を含めて、公開するべきである。

本件樹木は、その後現在に至るまで復元されていないが、本来は元に戻すべきである。伐採後どのようにするかの見積もりについて、伐採を決定した文書に記載されていると思われるが、請求人としては当然それらの情報についても知りたいと思うものである。

(3) さらに、事故等速報（第1報）の下部には、「※事案発生の事実と現在確認できている事項を、事案発生日の翌日までをめぐりに行財政局総務部総務課に報告すること。また、当該報告書はあくまでも速報用であり、正式様式の事故通知書兼報告書及び要望等に対する記録票兼報告書を決裁後すみやかに提出すること。」との注意書きがされており、正式様式の事故通知書兼報告書及び要望等に対する記録票兼報告書が存在することは明らかであるので、それらも本件の対象文書に含めて公開すべきである。

(4) 本件は交通事故に端を発しているものなので、交通事故が発生した日時、場所等を確定させるため、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書を取得していることが考えられる。

処分庁の弁明書によれば、車両の運転者が警察署への事故の報告を行っていないと書かれているが、当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を警察署に報告することは、車両の運転者に課されている義務である（道路交通法第72条第1項）。弁明書では警察署への事故の報告が行われていないことが妥当であるかのように述べられているが、車両の運転者が道路交通法で義務付けられている事故の報告を行っていないことは、著しく不適切であると考えられる。車両の運転者が警察署への事故の報告を行っていない場合でも、神戸市が警察署とやりとりしていることが考えられるので、その内容がわかる文書の提出を求める。

(5) 本件樹木は道路の附属物（道路法第2条第2項第2号）であり、神戸市の財産である。車両が起こした事故により神戸市の財産が損害を受けた場合に、神戸市は車両の運転者に対して賠償を求めるべきである。道路交通法第70条では「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」と車両の運転者に安全運転義務を課している。安全運転義務違反は、過失の場合でも10万円以下の罰金である（道路交通法第119条第2項）。本件樹木の損壊の主たる原因は、車両の運転者の安全運転義務違反（前方不注意や速度超過など）である。本件樹木の損壊と原状回復のために神戸市の受けた損害額がわかる文書が存在するはずなので、提出を求める。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成30年10月3日及び12月17日受付の弁明書、平成31年4月26日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 請求人は「事故等速報（第1報）に「街路樹は幹が大きく裂け撤去すべきである」旨が記載されているものの、樹木を伐採する最終決定をした手続きはわからず、樹木の伐採を執行した日時等もわからないものであった。樹木の伐採の決定に係る文書や、伐採時点の写真等が添付された文書を含めて、公開すべきである。」と主張

しているが、公文書公開請求は「樹木を伐採した事情がわかる文書一式」であり、伐採の原因となった事故について記載した事故速報をもって、該当文書一式と判断した。

- (2) 請求人は、事故等速報（第1報）の下部の注意書きを引用し、正式様式の事故通知書兼報告書及び要望等に対する記録票兼報告書の公開を求めているが、本件はトラックが枝に衝突したことで車体の一部が損傷し、処分庁が補償を求められている案件である。現在相手方と交渉中であり、速報以上の進展が見られておらず、現時点では報告書を作成していないため、文書自体が存在しない。
- (3) 請求人の主張に「自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書を取得していることが考えられる」とあるが、相手方からは事故届を提出していないと聞いており、処分庁として交通事故証明書は取得していない。また、警察署とはやりとりを行っていないため、警察署とのやりとりの内容がわかる文書も存在しない。
- (4) 請求人は、本件樹木は神戸市の財産であり、その財産が損害を受けたとする主張を前提として、本件樹木の損壊と原状回復のために神戸市の受けた損害額がわかる文書やその関連文書が存在するはずだと主張している。しかし、道路上に街路樹の枝が張り出していたため、トラックが枝に衝突して車体の一部が損傷し、神戸市が補償を求められている案件である。神戸市は損害を受けた立場ではなく、請求人が申し立てているような相手方に賠償請求をするような案件ではない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

処分庁が、本件請求に対する対象文書として「事故等速報（第1報）」及び添付資料（位置図・写真）を特定したことに対し、請求人は、処分庁が特定した文書以外にも、対象文書として特定されるべき文書が存在するはずであると主張する。

したがって本件における争点は、本件決定における文書特定の妥当性である。

以下、検討する。

(2) 本件決定における文書特定の妥当性について

処分庁によれば、本件は走行中のトラックが車道に張り出していた街路樹の枝に接触し、トラックの荷物箱及び街路樹が損傷した事案である。この事故により、本件樹木は幹が大きく裂け、撤去を要する状況となったため、街路樹の剪定に関する単価契約を行っている事業者に対して伐採を指示し、後日伐採を終えたとのことである。

処分庁としては、本件請求が「樹木を伐採した事情がわかる文書一式」であることから、その趣旨は樹木を伐採した原因のわかる文書であると解釈し、伐採の原因となった事故について記載した「事故等速報（第1報）」及び添付資料（位置図、写真）のみを文書特定したが、これ以外に契約事業者に本件樹木の伐採を指示し、事業者から完了報告を受けた際の往復文書である「平成30年度東部管内公園等管理単価契約業務指示書及び添付資料（位置図、写真）」（以下「指示書等」という。）

を保有しているとのことであった。

審査会が見分したところ、確かに「事故等速報（第1報）」では本件樹木を伐採した原因が明らかにされており、本件請求に対し「事故等速報（第1報）」及び添付資料（位置図、写真）を文書特定したことは妥当である。しかしながら、処分庁が別途保有する指示書等についても、当該事故により至急撤去を要する事態となり、処分庁が伐採を指示するに至ったという一連の流れの中で作成もしくは取得されたものであり、「樹木を伐採した事情がわかる文書」に含まれると解釈するのが相当である。

したがって、本件請求に対して処分庁が別途保有する指示書等についても、対象文書として特定すべきである。

なお、請求人が保有しているはずであると主張する文書についてであるが、処分庁によれば、「事故通知書兼報告書」及び「要望等に対する記録票兼報告書」に関しては、事故の相手方との連絡が途絶えている等の事情により作成していない、とのことであった。また、「神戸市が警察署とやりとりしている内容がわかる文書」に関しては、本件に関して処分庁は警察署に対し相談等を行っておらず、事故の相手方も事故届を提出していないとのことであり、交通事故証明書を含めて関連文書の取得及び作成を行っていない、とのことであった。さらに、「本件樹木の損壊と原状回復のために神戸市の受けた損害額がわかる文書」に関しては、本件は、建築限界に枝が張り出した状態であったため、本市による樹木の管理に瑕疵がないとは言いがたい事案であることから、本市の損害額は算定していない、とのことであった。

これら処分庁の説明に不合理な点は認められず、文書の存在を窺わせる事実も確認できなかったことから、審査会が文書特定すべきとした指示書等以外に、対象となる公文書を保有していないとする処分庁の主張は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成30年9月3日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成30年10月3日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年10月24日	—	* 審査請求人から申立書を受理
平成30年11月14日	—	* 審査請求人から申立書を受理
平成30年12月17日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年12月27日	—	* 審査請求人から申立書兼反論書を受理
平成31年1月15日	—	* 諮問書を受理
平成31年4月26日	第323回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和元年5月31日	第324回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
令和元年6月28日	第325回審査会	* 審議
令和元年7月23日	第326回審査会	* 審議